

人口動態職業・産業調査を実施します

出生や死亡、死産があった場合や、婚姻、離婚をされた方にはそれぞれ「出生届」「死亡届」「死産届」「婚姻届」「離婚届」を市区町村の窓口にて提出していただいております。

また、5年に1度、国勢調査の行われる年度には、「人口動態調査（職業・産業）」の実施に伴い、「職業」欄の記入も（死亡届には「産業」欄の記入も）お願いしております。

届出は厚生労働省が実施している「人口動態調査」として、出生・死亡・死産・婚姻・離婚の状況が調査され、調査結果は、公衆衛生、労働衛生、社会福祉など各施策のための重要な基礎資料として活用されています。

人口動態調査で使用する情報は統計法により、厳しく守られておりますので、安心してご記入ください。

〈対象〉

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの出生・死亡・死産・婚姻・離婚

〈調査方法〉

各届書の届出をされる時に、それぞれ「職業」欄をご記入ください。

※死亡届にはこのほか、「産業」欄も併せてご記入ください。

届出をする市区町村役場の窓口にて「出生・死亡・死産・婚姻・離婚の届出をされる方へお願い（職業・産業例示表）」を備え付けていますので、ご参考の上、記入をお願いします。ご不明な点は、窓口でおたずねください。

問合せ 町民課住民担当 ☎66・3111 内線126

「秩父広域市町村圏組合水道事業水道料金統一（改定）案」に関する意見（パブリックコメント）を募集します。

水需要の減少に伴う水道料金収入の減少が見込まれる中で、事業統合以来の課題であった圏域内の料金体系の統一（改定）について皆様のご意見をお聞かせください。

■意見募集対象

秩父広域市町村圏組合水道事業水道料金統一（改定）案

■意見募集及び資料公表期間

4月15日(水)～5月15日(金)

■資料公表方法

水道局HP、水道局経営企画課、各事務所、秩父クリーンセンターにて公表

■意見提出方法

所定の様式に、住所、氏名、政策案に対する意見とその理由を記入し、直接または郵便等による送付、ファックス、電子メールで提出してください。

■意見を提出できる人

- ①組合市町内に在住・在勤・在学の人
- ②組合市町内に事務所・事業所を有する個人または法人、そのほかの団体
- ③パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有するもの

- ・いただいたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。
- ・個人が特定できる内容等、秩父広域市町村圏組合情報公開条例に規定する非公開情報は公開しません。

問合せ 秩父広域市町村圏組合水道局 経営企画課

〒368-0054 秩父市別所538

☎25・5221（お客様センター経由）

FAX 23・6444

✉keieikikaku@union.chichibukouiki.lg.jp